

第1～4回の推進委員会での主な意見（まとめ）

■自治基本条例の村民への周知 第1条関係

・自治基本条例が施行されて1年が経過したが、村民への周知は自治会毎に開催した説明会、パンフレットの配布、広報誌、ホームページでの紹介は行っているものの、まだまだ不十分であり更なる村民への周知が必要である。

■情報の共有 第6条、第8条第2項、第19条第2項、第24条関係

・行政側が情報を提供していても現状は共有とまでなっていない。情報提供のシステム（ルール）づくりや、村民に関心をもってもらえるように工夫する必要がある。

・予算は査定段階から公表し、議案、決算、監査結果など情報公開の対象となっているものはすべて公表が必要である。

・公表する資料はできるだけ村民に分かりやすい形で提供する必要がある。

・情報提供の手段として広報誌、ホームページ、防災無線、ケーブルテレビ等があるが、どれだけ見たり聞いたりしているのか、なぜ見ないのかなどをアンケート調査により実態を把握した上で、村民に関心をもつよう情報提供の手段方法等を工夫し、より多くの村民が情報の提供を受け、情報の共有が図られるようにする必要がある。

■行政懇談会等の意見について、検討結果・経過説明の公表が必要 第25条、第27条関係

・行政懇談会等で様々な意見が出されているが、その意見についての推進状況がわからない。出された意見がどのように扱われているのか公表すれば村民の関心が高くなる。

・自治会で出された意見をその場で回答した内容は、その自治会（出席者）しかわからない。各自治会から出された意見とそれに対する回答を広く公表すべきである。

■委員会等への公募委員の応募が少ない。 第8条第4項、第9条第1項関係

・自治基本条例の推進には、村民の参画が必要であるが、公募委員への応募が少ない状況である。村民が参画しやすいシステムを取り入れる必要がある。

■審議会、委員会等委員の男女均衡について 第32条第1項関係

・様々な審議会、委員会等がある中で男性委員の比率が高い。委員の男女の均衡を図り、男女共同参画を推進する必要がある。

■各種計画等の実施状況の確認 第20条関係

・各種計画等を実施する際は、その計画に対する達成度を数値化等により実施状況を簡易に評価できるように検討し、その評価に基づいて村政運営を改善する必要がある。

■村民からの意見徴収方法の検討 第7条、第15条第3項、第28条第1項関係

・有意義な意見があっても、言いにくくて行政側に伝えない村民がいると思う。例えば、テーマ毎の出前講座や同じような目的をもったグループ活動の場など小さな集まりの中での意見交換などは話しやすく意見が出やすい。このような環境の中でより多くの意見を徴収するなどを検討すべき。

・毎年1回自治会毎に実施している行政懇談会は行政情報の発信と自治会の要望を聴く場になっているが、村長や課長が並んだ中では意見を提案しにくい。また行政側の説明に時間を費やして質疑応答の時間が少ない。出席者も各家庭の代表が出席しているので、若者や女性の意見が反映できない。さらに行政懇談会の内容が各家庭において家族に周知されていないため、行政懇談会のあり方を検討すべき。